

添付法令資料 3 :

電力インフラストラクチャー開発のための国産品の使用に関する2024年7月30日付  
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規則No. 11 (目次)  
同月 31 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	国産の商品及びサービスの使用 (第 3 条ないし第 7 条)
第 3 章	国産部品の水準 (第 8 条ないし第 11 条)
第 4 章	制裁及び表彰 (第 12 条ないし第 14 条)
第 5 章	指導及び監督 (第 15 条及び第 16 条)
第 6 章	雑則 (第 17 条ないし第 19 条)
第 7 章	経過規定 (第 20 条及び第 21 条)
第 8 章	終則 (第 22 条)